福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度 募集要項

(ネーミングライツ (随時募集))

事務局(問合せ先)

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局財政部資産活用課企画担当

電話 084-928-1137

電子メール sisankatuyou@city.fukuyama.hiroshima.jp

目次

1	はじめに	. 3
2	制度概要	
3	募集類型	
4	スケジュールについて	
5	提案内容及び応募資格について	. 4
(1)	提案内容について	4
(2)	応募資格について	4
6	提案前の対話及び現地見学について	. 5
(1)	提案前の対話について	5
(2)	現地見学について	5
7	応募手続について	. 5
(1)	提出書類について	5
(2)	提出方法について	6
(3)	提出期間について	6
(4)	留意事項について	6
8	提案の審査方法及び審査基準について	. 6
(1)	ー次審査について	6
(2)	二次審査について	7
(3)	提案内容に関する審査基準について	7
(4)	事業実施契約締結について	7
(5)	事業実施及び評価について	7
9	その他	. 7
(1)	失格事項について	7
(2)	注合等の適守について	g

1 はじめに

福山市では、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、将来にわたり適切 に公共施設等サービスを提供するため、指定管理者制度や包括施設管理業務委託、施設 命名権制度など、幅広く公民連携手法を導入しています。

この要項は、民間事業者から公共施設の利活用に関する提案を募集し、本市の公共施設マネジメントに幅広く民間事業者のアイデア・ノウハウを導入することを目的とする福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度(以下「民間提案制度」という。)について、必要な事項を定めるものです。

2 制度概要

民間提案制度は、本市が保有する公共施設の更なる利活用を図るため、本市に新たな 財政負担を生じさせないことを前提に、民間事業者から独創的な提案を募集し、民間事 業者が主体となって既存の公共施設の有効活用を行う提案を事業化することで、市民サ ービスの向上等に繋げる制度です。

本市の公共施設マネジメントに大きく貢献する提案を、福山市公共施設利活用審査委員会又は福山市上下水道局公共施設利活用審査委員会(以下「審査委員会」という。)において選抜した上で、提案事業者と施設(事業)所管課との間で詳細協議を実施し、協議が整った場合には随意契約により事業を実施します。

事業内容によっては福山市議会(以下「議会」という。)の承認又は議決が必要となる場合があるため、本制度による契約は解除条件付きの契約となります。なお、提案前の対話時より、民間事業者からの提案内容は知的財産として保護します。

3 対象施設

本随時募集は、本市が指定した施設に対し、一定の期間を定め、施設命名権(契約者(ネーミングライツパートナー)が希望する呼称をつける権利。以下「ネーミングライツ」という。)の提案を募集した結果、民間事業者から提案が無かった施設又は契約者の決定に至らなかった施設を対象として、期間を定めることなく、ネーミングライツの提案を募集するものです。

対象となる施設は、「募集要項別紙 対象施設一覧」に掲げるとおりです。なお、新たに対象となる施設が増える場合や、本一覧へ掲載中の施設について募集条件を見直す場合等には、適宜一覧を更新するものとします。

4 スケジュールについて

スケジュールは次のとおりです。

内容	日程など
募集要項等の公表	2024年(令和6年)12月18日
提案前の対話期間	随時受付(※)
提案書の受付期間	随時受付(※)
審査委員会の開催(選抜)	提案受付後、概ね1か月後
審査結果の通知・公表	審査委員会開催後、概ね1か月後
契約締結	審査結果通知後、契約条件が合意次第

※ 掲載中の施設に対して提案を受け付けた場合、提案があった旨と新規受付を停止する日程を福山市ホームページで公表します。新規受付を停止する日は、提案を受理した日から1か月後とし、当該日が土日祝日に当たる場合は、翌営業日とします。審査委員会では、その間に受け付けた全ての提案について、審査を行い、その中で点数が最も高い提案を選抜することとします。

URL: https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/minkanteian/351530.html

5 提案内容及び応募資格について

(1) 提案内容について

提案内容は、「募集要項別紙 施設提示型対象施設一覧」に定める条件を満たすものとします。

(2) 応募資格について

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人に限ります。

- ア 福山市広告掲載基準第2条第1項に規定する業種及び事業者でないこと。
- イ 本市の指名除外措置若しくは指名保留措置又は国等が定める指名停止基準に基づ く指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- エ 本市に納付すべき市税及び国税等を滞納していない者であること。
- オ 提案内容を実施するに当たり、必要な許可、認可を有するなど、必要な履行能力を有する者であること。
- カ 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人 (非常勤を含む。)が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者であること。

6 提案前の対話及び現地見学について

(1) 提案前の対話について

施設の状況やネーミングライツに関する条件等を確認し、より実現性の高い提案としていただくため、提案前に施設(事業)所管課との対話を行っていただくことが可能です。なお、提案前の対話の実施は、必須ではありません。

- 提出書類 「様式1 提案前の対話申込書」
- ・提出方法 事務局(資産活用課)のメールアドレスへ提出してください。 メールアドレス: sisankatuyou@city.fukuyama.hiroshima.jp
- ・対話期間 随時受け付けます。本市ホームページにおいて、提案の受付状況を確認の上、お申し込みください。

※ 対話希望日は、原則として対話申込日より3開庁日以降としてください。

(2) 現地見学について

施設の現況や周辺の環境等について実際に確認するため、現地見学をしていただくことが可能です。随時受け付けていますので、希望される場合は、以下の連絡先まで必ず事前に連絡してください。施設所管課と調整の上、見学日を決定します。

- ・申込方法 事務局(資産活用課)まで電話にてお問合せ願います。電話番号:084-928-1137
- ・受付期間 随時受け付けます。本市ホームページにおいて、提案の受付状況を確認の上、お申し込みください。

7 応募手続について

(1) 提出書類について

	提出書類	様式	概要	部数
1	提案書兼誓約書	様式2		1
2	法人登記事項証明書		現在事項全部証明書(写し可)	1
			※提案日前3か月以内に発行されたもの	
3	財務諸表		直近3か年に作成された貸借対照表、損益	1
			計算書、株主資本等変動計算書及び注記表	
			の写し	
			※社会福祉法人等の場合は、上記に準じる	
			書類を添付すること	
4	役員等一覧	様式3		1
5	市税納税証明書		福山市税の完納証明書(写し可)。	1
			※提案日前3か月以内に発行されたもの	
			※本市に納税義務が無い者は「様式4 申	
			立書」及び印鑑証明書(写し可、提案日	
			前3か月以内に発行されたもの)を提出	
			すること	

6	その他納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の未	1
		納税額のないことの証明書(写し可)	
		※提案日前3か月以内に発行されたもの	

- ※ 様式は、福山市ホームページから入手してください。ホームページでの入手が 難しい場合は、事務局(資産活用課)までお問合せください。
- (2) 提出方法について

事務局(資産活用課)に持参又は郵送

- ※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限ります。
- (3) 提出期間について

随時受け付けます。

※ 掲載中の施設に対して提案を受け付けた場合、提案があった旨と新規受付を停止する日程を福山市ホームページで公表します。新規受付を停止する日は、提案を受理した日から1か月後とし、当該日が土日祝日に当たる場合は、翌営業日とします。審査委員会では、その間に受け付けた全ての提案について、審査を行い、その中で点数が最も高い提案を選抜することとします。

URL: https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/minkanteian/351530.html

- ※ 持参の場合、受付時間は開庁日の9時から17時までとします。
- ※ 郵送の場合、新規受付を停止する日の17時までに必着とします。
- (4) 留意事項について
 - ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
 - ・提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類等は返却しません。
 - ・提案内容について、関係部署、地域住民その他関係者と協議を行うため、提出書類 を共有する場合があります。
 - ・追加資料の提出や提案内容に関するヒアリングの実施を依頼する場合があります。
 - 応募書類等について、提出後の内容の修正及び差替えは、原則として認めません。
 - ・審査の結果、いずれの提案についても採択されない場合があります。

8 提案の審査方法及び審査基準について

(1) 一次審査について

施設(事業)所管課が、応募資格を満たしているかなどの形式審査及び提案内容に 関する書類審査を行い、意見書を作成します。意見書の作成は、(3)に定める審査基準 に準じて行います。

なお、一次審査において、9(1)に掲げる失格事項に該当することが判明した場合、 二次審査は行いません。

(2) 二次審査について

審査委員会において、施設(事業)所管課が作成した意見書を踏まえ、(3)に定める 審査基準に基づき採点を行い、審査委員の得点を平均した点数が最も高い提案を選抜 します。

最高得点者が複数となった場合は、審査項目のうち「ネーミングライツの対価」の 得点が高いものを上位とし、当該得点も同じである場合は、審査委員会における協議 で決定します。

審査の結果は、提案者に対して文書又は電子メールで通知します。なお、審査結果 に対する異議は申し立てることができません。

また、提案件数及び採択件数のほか、選抜された提案について、提案者名、提案概要等を公表します。

(3) 提案内容に関する審査基準について

審査項目	主な視点	配点
提案企業の適格 性	・経営基盤が安定し、財務状況が健全であるか	10点
呼称の妥当性	・市民が親しみやすく、呼びやすい呼称となっているか・施設の目的やイメージに合致しており、公序良俗に反したものでないか	30点
ネーミングライ ツの対価	・他の提案と比較して優位な提案であるか ・希望価格を満たしているか	60点

※ 審査委員の得点を平均した結果、いずれか1項目でも0点となる場合又は「ネーミングライツの対価」を除く審査項目の合計が24点未満となる場合は、当該提案を選抜しません。

(4) 事業実施契約締結について

提案者を事業実施者として、提案内容を踏まえ契約条件について協議を行います。 協議が整い次第、随意契約により事業実施契約を締結します。

なお、提案内容実現のために議会の承認又は議決が必要になる場合は、解除条件付きの仮契約を締結します。

(5) 事業実施及び評価について

事業実施者は、事業開始後も必要に応じて市と連携し、事業を円滑に実施するように努めてください。

事業の実施期間は、審査委員会で認められた期間とし、期間の更新を行う場合は再 度審査委員会の承認が必要となります。

事業開始後は、事業実施者及び本市によるモニタリングを実施し、事業及び制度を 必要に応じて修正していくことで、より良いサービスの提供の実現に努めます。

9 その他

(1) 失格事項について

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 事業実施契約締結までの間に、5(2)に定める応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に定める手続を遵守しない場合
- オ 事務局及び施設(事業)所管課に協力しない場合
- カ 提案の取下げ(辞退)があった場合(様式5 辞退届の提出が必要です。)
- (2) 法令等の遵守について

提案に当たっては、事前に関係法令・条例等に適合していることを確認してください。事業実施時において法令等に適合していることに関する責任は、提案者に帰属することとします。